

次の世代にあなたが残すものは？

相続の
トラブルを
未然に防ぐ

相続遺言セミナー

のご案内

人生を振り返り、子どもたちや家族に何をどう伝えたいのか。そんなことを皆さんで考えるためにセミナーを企画しました。今回は、遺言書を中心に考えます。テキストとDVDで遺言書の説明をした後、ポイントとなる点や最近の相談事例などを参考に注意すべき点を説明します。



日時

4月29日

午後2時～午後4時

場所

茂来館 2階 小会議室

佐久穂町海瀬 2570 (☎ 86-2041)

参加費：無料

※必要な方のみ
テキスト代 1冊 300円

無料相談 (相続・遺言・農地など)

4月26日(木) 10:00～12:00

5月10日(木) 10:00～12:00

5月24日(木) 10:00～12:00

〈毎月第2・4木曜日を予定、変更も有〉

会場：佐久穂町茂来館 2F 小会議室

※ご予約の方を優先

主催 竹内達朗行政書士事務所

お問合わせ・申込み 0267・86・3717

FAX 86・3727 info@anshinsouzoku.com

※ご参加希望の方は、以下の内容を電話かファックス、またはメールでご連絡ください。

会場の都合がありますので、4月25日(水)までにお申し込みをお願いいたします。

参加申込書

お名前

電話番号

ご住所

[質問事項] (事前に質問などありましたらお書き下さい)

.....

.....

.....

.....

.....

相続・終活で心配の方

対策や準備について
考えてみませんか？

・相続人は誰なのか

・生前贈与した方が良いのか、
その場合の手続きや費用

・遺言書を書く場合のポイント
など



※あくまでも通常調査の実施であり、
対策は別途行う必要があります。

相続関係や不動産
その他の資産について
伺い、今から必要な対策・
準備について調査いたします。

調査費用

1件あたり5千円
+実費
(戸籍・登記簿謄本等)

※調査費が5千円を超える場合には、事前に見積ます。ご相談だけの場合、無料で伺うこともできます。

事務所ニュース

2018年(平成30年)4月 no.43

子どもがなく兄弟(姉妹)が健在 妻に全財産を相続させるには

全財産を妻に譲るためには「私の遺産はすべて妻に相続させる」という遺言を書いておくべきです。遺言書がなく、法定相続分どおりに相続人で分けることになった場合、遺産の4分の1に当たる分を兄弟(姉妹)に渡さなければなりません。自宅(不動産)以外に現金が少なかった場合には大変な負担となります。また、遺言があれば兄弟(姉妹)には遺留分の請求が認められていませんので、遺言書どおりになります。

順位	法定相続人	法定相続分
第1順位	子ども	配偶者 : 2分の1 子ども : 2分の1
第2順位	直系尊属 (親・祖父母)	配偶者 : 3分の2 (親・祖父母) : 3分の1
第3順位	兄弟姉妹	配偶者 : 4分の3 兄弟姉妹 : 4分の1

配偶者優先の制度

法務大臣の諮問機関「法制審議会」(相続部会)は昨年12月16日、故人の配偶者が住まいや生活費を確保しやすくすることを柱とした民法の改正要綱案をまとめました。そのひとつが「配偶者の居住権」です。問題点の改善がある程度図られるものと思います。(今国会で成立した場合2022年4月1日施行の見込み)

☆見直し(案)のポイント

- ◎所有権を取得しなくても自宅に住み続けられる「配偶者居住権」の新設
- ◎生前贈与の自宅を遺産分割の対象外とする
- ◎相続権のない親族が介護・看護に尽力した場合、相続人に金銭請求を可能とする
- ◎遺産分割前に葬儀費用や生活費などとして引き出し可能とする
- ◎(自筆)遺言書作成の柔軟化
(例えば、財産目録をパソコン等でも作成できる)
- ◎遺言書を法務局で保管可能とする

※相談ご希望の方は、ファックスまたはお電話でご連絡ください。メールでもご連絡いただけます。

一般社団法人全国相続協会相談支援センター会員

長野県南佐久相談室

行政書士 竹内 達朗

〒384-0613 佐久穂町大字高野町 2917-16

☎86-3717 FAX 86-3727

info@anshinsouzoku.com <http://anshinsouzoku.com>

相続対策調査・相談 申込書

お名前

ご住所

電話番号